電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

担当小委員会	第 59/61/116 小委員会
事務局	一般社団法人　日本電機工業会

＜規格情報＞

規格番号（発行年）	JIS C 9335-2-24（2017）
対応国際規格番号（版）	IEC 60335-2-24（第 7.1 版）
規格タイトル	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-24 部 : 冷却用機器，アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項
適用範囲に含まれる主な電気用品名	(50)電気冷蔵庫、電気冷凍庫、冷蔵用のショーケースおよび冷凍用のショーケース。 (54)アイスクリームフリーザー（冷却装置を有するものに限る）。 (52)電気製氷機。 (No.は技術基準の解釈別表第八による。)
廃止する基準及び有効期間	J60335-2-24(H20)及び J60335-2-J8(H14)，3 年間

＜審議中に問題となったこと＞

特になし

＜主な国際規格との差異の概要とその理由＞

現在の別表第十二に採用されている技術基準とは相違する主なデビエーション。

項目番号	概　要	理　由
3.1.9.102 3.1.9.103	製氷機及び内蔵形（組込み式）製氷機に供給する水の温度を＋15 ℃±10 ℃とした。	我が国の気候条件を勘案し，許容差の見直しを行なった。
15.105A	庫内溢水試験を追加。	日本国内委員会から IEC に提案し，承認された内容を追加。
22.106	冷却システムに可燃性冷媒を用いる圧縮式機器の冷媒量は，各々独立した冷媒回路において冷媒量が 150 g 以下でなければならない。ただし，保護冷却システム構造以外の定格内容積が 800 L 以下の冷蔵庫又は定格内容積が 600 L 以下の冷凍庫にあっては，冷却システムに可燃性冷媒を用いる圧縮式機器の冷媒量は，各々独立した冷媒回路において冷媒量が 100 g 以下でなければならない。	600L 以下の冷凍庫の許容冷媒量が明記されていなかったため冷蔵庫と同じ 100 g 以下とし明確化した。
22.107.1	－　少なくとも**附属書 JA** の要件に適合することが試験により確認された電気器具。	対応国際規格の構成変更に伴うデビエーションの追加。

電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

項目番号	概　要	理　由
22.110	漏えいした可燃性冷媒にさらされるものの表面の温度は，**表 102** に規定されている冷媒の発火点温度から 100 K を減じた温度を超えてはならない。ただし，ヒータ線部分が密閉されていないガラス管ヒータであって，**附属書 JA** に示す着火試験手順によって，定格電圧の 150% を印加したとき，使用する冷媒の化学的な濃度に設定した可燃性雰囲気において着火しない場合には，ガラス管ヒータの最外郭表面をその表面温度とする。	対応国際規格の構成変更に伴うデビエーションの追加。
22.201	通常使用中又は異常運転中にアーク又は火花が発生し，床面から高さ 30 cm 以内に固定された電気部品は、グループⅡA のガス又は用いている冷媒で**附属書 CC** の要件に適合しなければならない。	他の機器から発生するガス漏洩に対する安全性の規定を追加。
23.3	**表 102A－内部配線の屈曲試験** **1)** 冷蔵庫庫内に組み込まれた自動製氷機構の内部配線で可動部分に接続するものにあっては，自動製氷の可動範囲において，自動製氷機構の動作温度で通常使用時の電圧を製品に印加する。 上記において，冷蔵庫は定格電圧で外気温が常温の状態であらかじめ 12 時間の冷却運転を行う。また，自動製氷機構の可動部分の動作について，冷蔵庫の自動製氷機構の制御を変更することで連続動作が可能となるようにしてもよい。 ただし，自動製氷機構の可動部分の回転速度は，通常動作時の回転速度とする。 **2)** 扉において冷蔵庫・冷凍庫の内部配線で可動する部分に接続するものにあっては，扉の可動範囲において，常温で 1 分間に 10 回～20 回の開閉条件で行う。	日本国内で一般的に普及している冷蔵庫に組込まれた自動製氷機及び扉の内部配線の屈曲試験を規定した。

電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

項目番号	概　要	理　由
25.101A	電気冷蔵庫又は電気冷凍庫であって，電源に直接接続する差込みプラグにあっては，次に適合しなければならない。 **a** コンセントとの突き合わせ面に接するプラグの外面であって，その栓刃（接地極を除く。）に直接接する絶縁材料にあっては，**JIS C 2134**：2007に規定するPTIが400以上でなければならない。ただし，CTIが400以上の絶縁材料で成形したものは，この限りではない。 **b** 栓刃間（接地極を除く。）を保持する絶縁材料にあっては，**JIS C 60695-2-11**：2013又は**JIS C 60695-2-12**：2013に規定する試験を試験温度750 ℃で行ったとき，これに適合するものでなければならない。ただし，**JIS C 60695-2-13**：2013に従ったグローワイヤ着火温度が775 ℃レベル以上の材料は，この限りではない。	電安法，J3000 に準じて規定を追加。
附属書 **JA**（規定）	着火試験	日本国内で一般的に普及している可燃性冷媒を採用した冷蔵庫に組込まれた霜取り用ガラス管ヒータの安全性について規定。
附属書 **JB**（規定）	電気冷蔵庫及び電気冷凍庫用電気部品の LP ガス爆発引火試験方法	JEMA 自主基準を JIS に取り込んだ。

＜主な改正点＞

主な改正点は，次のとおりである。

a) 箇条 1 の適用範囲の例示を追加した。

b) 箇条 3 の用語及び定義に超臨界冷凍システムの追加に伴う用語及び定義を追加した。

c) 箇条 6 の分類でペルチェ素子を有する機器の取扱いの規定を削除した。

d) 箇条 7 の表示及び取扱説明又は据付説明で、図記号（7.6）および取扱説明書への記載事項（7.12）を追加した。

e) 箇条 11 の温度上昇でバラスト巻線に関する規定（11.8）を追加した。

f) 箇条 15 の耐湿性で庫内溢水試験（15.105A）を追加した。

g) 箇条22の構造で蛍光灯の要求事項(22.101)、超臨界冷凍システムを用いる機器の要求事項(22.103)、冷媒が漏洩した場合の冷媒濃度測定対象外の要件（22.107.1）、熱絶縁物に埋め込まれているアルミニウムに対する腐食試験（22.107.3）、アルミニウムと異種金属間の電食防止規定（22.111）、ガラスの強度試験（22.116）、無火花（タイプーn）電気部品の防爆規定（22.201）を追加した。

h) 箇条 23 の内部配線で内部配線の屈曲試験（23.3）を追加した。

i) 箇条 24 の部品で超臨界冷凍サイクルの部品に関する要求事項（24.1.4、24.102）、始動リレーの要求事項（24.103）を追加した。

j) 箇条 25 の電源接続及び外部可とうコードで耐熱コードを追加（25.7）、電源プラグのトラッキング試験とグローワイヤー試験（25.101A）を追加した。

k) 附属書 CC、附属書 DD 及び附属書 JB を追加した。

電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は，通常の使用状態において，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	4　一般要求事項 機器は，通常使用時に起こりやすい不注意があっても，人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。 注記101.　に可燃性冷媒に関する記載追加	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は，当該電気用品の安全性を確保するために，形状が正しく設計され，組立てが良好で，かつ，動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条22	22　構造 構造に関する規定全般。 22.101　ランプホルダの固定に関する要件。 22.102　断熱材内部の絶縁ヒータ線及びその接続部の水の浸入に対する保護。 22.103 超臨界（transcritical）冷凍システムを用いる機器に圧力緩和装置を備える。 22.104　電動圧縮機のモータ温度保護装置の過度の動作の禁止。 22.105　電池駆動機器の電池回路の，絶縁グレード及び充電部への可触性の禁止。 22.106　可燃性冷媒の冷媒量の上限。 22.107　可燃性冷媒漏えい時の，火災又は爆発の危険の防止。 22.108　可燃性冷媒を用いた圧縮式機器の火災又は爆発の危険の防止。 22.109　可燃性冷媒を用いる圧縮式機器の冷媒の漏洩滞留時の，火災又は爆発の危険の防止。 22.110　漏えいした可燃性冷媒にさらされるものの	

					表面の温度の規定。 22.111　可燃性冷媒を使用する圧縮式機器の配管の電食防止。 22.112 フリースペースをもつ機器の安全性。 22.113　フリースペースを禁止する構造。 22.114　フリースペースをもつ引出しの要件。 22.115　フリースペースがある庫内の自動ロック機構の禁止。 22.116　ガラスパネルの要件。 22.201　アーク又は火花が発生する機器を持つ場合の可燃性ガスに対する要件。	
第三条第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は，前条の原則を踏まえ，危険な状態の発生を防止するとともに，発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条19	19　異常運転 機器は，異常運転又は不注意運転によって，火災の危険，及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を，できるだけ未然に防止できる構造でなければならない。 19.101　電熱装置の形状・設置。 19.102　製氷機及びアイスクリーム機器の異常運転時の，火災又は火傷，傷害及び感電の防止構造。 19.103　キャンプ用及びこれに類する用途に使用する機器の傾斜状態での運転に対する，火災又は火傷，傷害及び感電の防止構造。 19.104　照明装置の危険防止。 19.105　電池駆動機器の極性逆転の際の，火災又は火傷，傷害及び感電の防止構造。	
第三条第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は，前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは，当	■該当 □非該当	箇条7	7　表示及び取扱説明又は据付説明 7.1　表示の規定 以下7.2～7.11で機器に必要な表示を規定	

		該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について，当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。			7.12 取扱説明書の備え付け。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は，当該電気用品に通常想定される供用期間中，安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	19..11 19.12 24.1.3 24.1.4 24.1.8 25.14 箇条 28 附属書 JB	19.11　電子回路の故障 19.12　ヒューズの特性 24.1.3　スイッチの耐久性 24.1.4　自動調節器・装置の耐久性 24.1.8　温度ヒューズの規定 25.14　電源コードの折り曲げ耐久 28　ねじ及び接続 　故障することによってこの規格に適合しなくなるおそれがある締付け部，電気接続部及び接地導通を行う接続部は，通常使用時に生じる機械的応力に耐えなければならない。 JB.5.1 経年促進試験 JB.5.1.1 部品外郭の経年促進試験 JB.5.1.2 電気接点部の経年促進試験	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は，想定される使用者及び使用される場所を考慮し，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され，及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条 1 箇条 6 7.12 箇条 15 7.1 7.	1　適用範囲 　この規格では，住宅の中及び周囲で，機器に起因して人が遭遇する共通的な危険性を可能な限り取り扱う。ただし，この規格では，通常，次の状態については規定していない。 －　次のような人（子供を含む）が監視又は指示のない状態で機器を安全に用いることができない場合 ・肉体的，知覚的又は知的能力の低下している人 ・経験及び知識の欠如している人 －　子供が機器で遊ぶ場合 6　分類	

					6.1　感電保護クラス 6.2　水に対する保護等級 6.101　アイスクリーム機器以外の機器の気候クラス。 広範囲の温帯クラス(SN)の機器 温帯クラス(N)の機器 亜熱帯クラス(ST)の機器 熱帯クラス(T)の機器 7.12　取扱説明 取扱説明書には，次の要旨を記載しなければならない。 この機器は，安全に責任を負う人の監視又は指示がない限り，補助を必要とする人（子供を含む）が単独で機器を用いることを意図していない。 この機器で遊ぶことがないように，子供を監視することが望ましい。 15　耐湿性等 15.101　液体の漏出による電気絶縁物の劣化防止構造。 15.105　霜取装置の作動による電熱素子の電気絶縁部分への影響を防止する構造。 15.105A　貯蔵室にこぼれた液体による絶縁劣化を防止する構造。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には，当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性，絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 24 箇条 30	24　部品 部品は，合理的に適用できる限り，関連する JIS に規定する安全性に関する要求事項に適合しなければならない。 24.101　ランプホルダに，絶縁タイプを用いる。 30.1　耐熱性	

第七条 第1項	感電に対する保護	電気用品には，使用場所の状況及び電圧に応じ，感電のおそれがないように，次に掲げる措置が講じられるものとする。 一　危険な充電部への人の接触を防ぐとともに，必要に応じて，接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条8 13.3 16.3 22.5 箇条23 箇条27	8　充電分への接近に対する保護 13.3　運転中の耐電圧 16.3　耐湿性試験（15）後の耐電圧 22.5　充電されたコンデンサによる感電危険の防止 23　内部配線 27　接地接続の手段	
第七条 第2項	感電に対する保護	二　接触電流は，人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	13.2 16.2	13.2　運転中の漏えい電流 16.2　耐湿性試験（15）後の漏えい電流	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は，通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し，かつ，使用場所の状況に応じ，絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条11 箇条14 箇条15 箇条26 箇条29	11　温度上昇 14　過渡過電圧 15　耐湿性 15.101　液体の漏出により電気絶縁物に影響を及ぼさない構造。 15.105　霜取装置の作動による電熱素子の電気絶縁部分に影響を与えない構造。 15.105A　貯蔵室にこぼれた液体により絶縁を損なわない構造。 26　外部導体用端子 29　空間距離，沿面距離及び固体絶縁	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には，発火によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように，発火する温度に達しない構造の採用，難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条11 箇条17 箇条19 箇条22	11　温度上昇 11.101　電動圧縮機の巻線の試験温度の規定。 11.102　霜取装置の著しい温度上昇の防止。 11.103　霜取装置以外の電熱装置の著しい温度上昇の防止。	

				30.2	17　変圧器及びその関連回路の過負荷保護 19　異常運転 22.107　可燃性冷媒漏えい時の，火災又は爆発の危険の防止。 22.108　可燃性冷媒を用いた圧縮式機器の火災又は爆発の危険の防止。 22.109　可燃性冷媒を用いる圧縮式機器の冷媒の漏洩滞留時の，火災又は爆発の危険の防止。 22.110　漏えいした可燃性冷媒にさらされるものの表面の温度の規定。 22.201　アーク又は火花が発生する機器を持つ場合の可燃性ガスに対する要件。 30.2　耐着火性及び耐延焼性	
第十条	火傷の防止	電気用品には，通常の使用状態において，人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと，発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 11	11　温度上昇 11.101　電動圧縮機の巻線の試験温度の規定。 11.102　霜取装置の著しい温度上昇の防止。 11.103　霜取装置以外の電熱装置の著しい温度上昇の防止。	
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には，それ自体が有する不安定性による転倒，可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように，適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 20 22.14	20　安定性及び機械的危険 22.14　機器には機器の機能上必要でない限り，通常使用時又は使用者による保守の際に危険を及ぼすおそれがある凹凸のある角又は鋭い角があってはならない。 20.101　冷却用機器及び製氷機の安定性。	
第十一条第2項	機械的危険源による危害の防止	２　電気用品には，通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように，必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるも	■該当 □非該当	箇条 21 22.11	21　機械的強度 21.101　キャンプ用機器の，落下及び振動への耐性。 21.102　ランプの機械的衝撃に対する保護。 22.11　充電部，湿気又は運動部への接触に対する保	

		のとする。			護のための着脱できない部分は確実な取付け及び通常使用時に生じる機械的応力に耐えなければならない。 22.116　ガラスパネルの要件。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は，当該電気用品に含まれる化学物質が流出し，又は溶出することにより，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	19.13 22.22 22.23 22.41 箇条 31 箇条 32	19.13　異常試験の判定 　試験中に，炎，溶融金属，危険な量の有毒性又は可燃性ガスが機器から漏れず，かつ，温度上昇は表 9 に規定する値を超えてはならない。 22.22　アスベスト使用の禁止 22.23　ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含んだ油の使用禁止 22.41　ランプを除き，水銀を含む部品の禁止 22.107　可燃性冷媒漏えい時の，火災又は爆発の危険の防止。 22.108　可燃性冷媒を用いた圧縮式機器の火災又は爆発の危険の防止。 22.111　可燃性冷媒を使用する圧縮式機器の配管の電食防止。 31　耐腐食性 32　放射線，毒性その他これに類する危険性	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は，人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が，外部に発生しないように措置されているものとする。	□該当 ■非該当	箇条 32	32　放射線，毒性その他これに類する危険性（個別で規定）	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は，当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され，及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	19.7 22.49　～ 22.51 30.2.3	19.7　モータ拘束試験 　人がついていない機器は，定定常状態に達するまで試験を実施する。 22.49～22.51　遠隔操作に対する規定 30.2.3　人の注意が行き届かないで動作する機器の耐	

					火性試験	
第十五条第1項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，不意な始動によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	19.1	19.1　異常運転又は不注意運転に対する機械的損傷の未然に防止構造。	
第十五条第2項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，動作が中断し，又は停止したときは，再始動によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	20.2 22.10	20.2　機器的危険 自己復帰形温度過昇防止装置及び過負荷保護装置が何かの拍子に閉状態になった場合に，それが危険を引き起こす引き金となってはならない。 22.10　非自己復帰形制御装置の復帰ボタンは，偶発的な復帰が危険を招く場合，それが起こりにくい位置に取り付け得るか，又は保護する。	
第十五条第3項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条4	4　一般要求事項 機器は，通常使用時に起こりやすい不注意があっても，人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	原則として機器の停止状態を安全状態としているが，一般原則に基づき不意の停止が危険となる場合は，個別で規定される。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は，当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し，異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに，安全装置が作動するまでの間，回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	■該当 □非該当	箇条10 箇条17 19.12 箇条25	10　入力及び電流 10.101　霜取装置の入力。 10.102　電熱装置の入力。 17　変圧器及びその関連回路の過負荷保護 19.12　ヒューズの特性 25　電源接続及び外部可とうコード 25.101　電池駆動機器の電池への接続手段。	

第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は，電気的，磁気的又は電磁的妨害により，安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	■該当 □非該当	19.11.4	19.11.4　イミュニティ試験	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は，通常の使用状態において，放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	―	この規格では規定しない	家電機器に対する雑音の強さは，J55014 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は，安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を，見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 7 7.14	7　表示 7.14　表示の消えにくさ	
第二十条第1項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は，前条の規定によるほか，当該各号に定めるところによる。 一　扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り，毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経	□該当 ■非該当	―	この規格では規定しない	長期使用製品安全表示制度については，省令で明確に規定されているため，整合規格は不要。

		年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第2項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	二　電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	―	同上	同上
第二十条第3項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	三　電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り，産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	―	同上	同上
第二十条第4項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	四　テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り，産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。	□該当 ■非該当	―	同上	同上

		(イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨				